

(付録)

公的試験研究機関の
知的財産管理レベルチェックシート

公的試験研究機関の知的財産管理レベルチェックシート

作成の狙いと使い方

I. 作成の狙い

公的試験研究機関は、取り巻く環境の違いにより知的財産に対する関心、知的財産の重要性、並びに知的財産の活用性が異なっており、本ガイドブックでは、そのような差異を解消するために、知的財産担当者のスキルアップを狙いとして、知的財産に関する基礎的事項からその知識の実践としての知的財産活動に関する事項を取り上げ、解説しました。

知的財産管理のキーパーソンである知的財産担当者のスキルアップに関しては、経済産業省によって、知的財産人材に必要とされるスキルを明確化した「知財人材スキル標準¹⁰⁶」が策定されています。

しかしながら、多くの公的試験研究機関の知的財産を管理する部門の管理者および担当者は、キャリアパスとの関係で専門性を身に着ける前に異動しており、短い期間で異動する知的財産担当者にこの「知財人材スキル標準」を適用することは困難です。

一方、公的試験研究機関から、「自機関は日々組織的な知的財産管理能力の向上を図っているが、“自機関の知的財産管理能力が、他の機関との比較においてどのような位置づけにあるのかが分からない”、また、“自機関の知的財産管理能力が向上しているかを測る手段が欲しい”」との声が寄せられています。

したがって当マニュアル作成委員会では、公的試験研究機関が、本ガイドブックで解説した項目を知的財産管理項目として取り上げ、組織的に知的財産活動を継続していく過程において、自組織の知的財産管理能力の向上を確認できる測定ツール「知的財産管理レベルチェックシート」を開発しました。

本「チェックシート」は、各公的試験研究機関において、次のいずれかもしくは両方を目的として活用することが可能です。

- (1) 自機関の知的財産管理能力が、標準との比較においてどのような位置付けにあるかを
知る手段としての活用
- (2) 自機関の知的財産管理能力の向上度合いを定期的に測り認識する手段としての活用

¹⁰⁶ 経済産業省「知財人材スキル標準」(最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/ipss/>

Ⅱ. 本チェックシートの特徴

1. 組織的知的財産活動の測定要素

組織的知的財産管理能力を測定する要素は数多く、その数を網羅すれば精緻な測定が可能となりますが、一方簡易性が失われます。複雑にした結果、使いづらいとして本チェックシートの活用されなければ、本チェックシート作成の意図が生かされません。

したがって、本チェックシートには、大項目として9項目、中項目として44項目に絞り込んでいます。

2. 簡易採点方式と自己採点方式

本チェックシートには、44の設問が用意されていますが、全て「はい・いいえ」で答える形式です。

さらに、自己採点ができるよう「はい」の数でABC評価を設定しています。電子版では、「はい」の数で自動的にABC評価を表示するように設計しています。

ABC評価は、公設試知的財産アドバイザーを派遣した5か所の公的試験研究機関に本チェックシートのテスト版を使って自己診断を依頼し、得られた回答の大項目毎の「はい」の数の平均点を基にしています。

3. 留意点

(1) 設問に対し「はい・いいえ」で答える簡易方式にしたことにより、設問の事項の実施の充実度は問わず外形評価を原則にしています。たとえば「2. 1) 知的財産担当者の配置」は、「知的財産担当を配置している」という設問にとどめ、兼務も含む形であり、人数も問う形式ではありません。

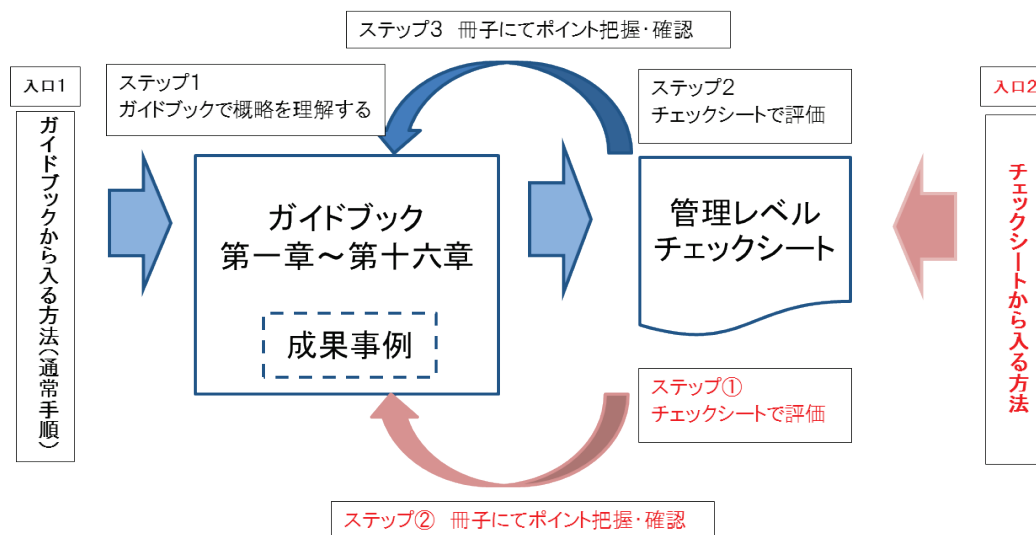
ただし、「大項目8. 高度な知的財産活動の展開」は、実施の充実度を測る設問となっています。

(2) チェックシートA3版の右欄には、「エビデンス（参考例）」が記載されています。この欄は、単なる「はい」だけでは実際に設問の程度に到達しているかが不明であるため、証拠で確認できるよう設けています。各機関で異なった用語を使っている場合もあり、実質的に同じようなものを作成していればよく、掲載のエビデンスに拘る必要はありません。

Ⅲ. 本チェックシートの使い方

1. 自機関の知的財産管理能力を測定する

入り口は下図のように二通りがあります。



(1) ガイドブックから入る方法 (入口1)

ガイドブックで概略を理解した後、評価を行いその後に課題項目の解決のためにガイドブックに戻り、理解を深める方法です。

ステップ1：ガイドブックを読み込み第一章～第十六章の概略を理解する。

ステップ2：理解度チェックと自組織の知的財産管理のチェックを兼ねて本チェックシートを活用し評価を行う。

ステップ3：評価後、本チェックシートで理解できない設問もしくは組織として実行していない項目についてさらなる理解を深めるために設問に係わる章を理解し直す。

*本チェックシートの右欄にガイドブックと関係する章を掲載しており、これを頼りに該当項目を探す。

*キーワード索引（ガイドブックの巻末に掲載）により該当項目を探す。

*本文の各章にコラム的に掲載している事例「公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動」なども参考となる。

(2) チェックシートから入る方法 (入口2)

評価を先に行い現状を認識した後、課題項目の解決に向けてガイドブックを参考にします。

ステップ1：自組織の知的財産管理をチェックするため本チェックシートを活用し評価を行う。

ステップ2：組織として実行していない項目の理解を深めるため、ガイドブックを参照する。

*本文の各章にコラム的に掲載している事例「公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動」なども参考となる。

2. 自機関の管理能力の不足を是正する

～公的試験研究機関のトップ、知的財産担当者の管理者に求められる行動 (Action) ～

本チェックシートを自らチェックし、あるいは知的財産担当に一次チェックを求めた後、知的財産の不足管理項目を認識した場合は、その改善を行うことが必要となります。

それぞれの機関において事情は異なると考えられますが、①現状の把握、②不足を埋めるための施策立案 (活動目標の設定、具体的活動方法の設計) などがあります。

施策立案の一助、課題取り組みの処方箋として次の解説を設けました。これら並びにガイドブックの関係箇所を参考として組織の知的財産管理能力向上を図る行動を起こしてください。

(1) 知的財産活動ゼロベースの場合

公的試験研究機関のミッションと知的財産活用の必要性を内部で議論し、知的財産活動の不足項目を抽出する必要があります。その際、知的財産活動のレベルアップを意識して「公的試験研究機関のあるべき姿と知的財産活動」をも論じ、目標設定を行うことが大事です。

(2) 知的財産活動を継続しており、特定の項目が不足している場合

どのような点が不足しているかを承知し、その対応を図る必要があります。対応方法の一例を次に紹介します。活動の継続の視点からすれば、あくまで自機関の実情に適した施策を掘り下げ、実行することが重要です。

①知的財産担当の管理能力の向上を目指す場合

短期間で担当者の人事異動が行われるため、次のような目標を設定し、啓発を図ることが考えられます。

(a) 一年目：知的財産管理技能検定¹⁰⁷ 3級の取得を目標とする

(b) 二年目：知的財産管理技能検定 2級への取り組みを目標とする

②研究員等の知的財産マインドの向上を図る場合

次の4項目について研究員等の意識改革を図ることが考えられます。

(a) 研究の完結でミッションは完結しないこと

研究成果を機関へ報告あるいは学会発表しただけでは、研究員等のミッションが終わるものではなく、研究成果により社会貢献を行うこと、すなわち中小企業、ベンチャー、農業・林業・水産業の生産者 (以下、「中小企業等」という。) に対する事業化支援を行うことが、研究のゴールといえます。

(b) 研究員等固有の技術的知見がヒューマンネットワークを構築すること

中小企業等は、事業化に関し研究員等の技術的知見による支援を求めており、中小企業を惹きつけるマグネット効果の源泉である技術的知見の高度化が重要となります。ただ、高度化に精進するだけでは不足で、その知見をヒューマンネットワーク形成に使うことも重要です。

¹⁰⁷ 知的財産教育協会「国家試験知的財産管理技能検定」(最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://www.kentei-info-ip-edu.org/>

研究成果を知的財産権として形にすると、知的財産のライセンスを希望する中小企業を惹きつけるマグネット効果が生じることもあります。

(c) 研究テーマ設定時の研究分野動向調査（セオリー１）

研究テーマ設定の際には、自分が目指す研究分野の動向調査を実施し、研究の環境を把握して研究をスタートした方が効率的に研究を進められます。

簡単な特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の操作能力を身に着ければ公開特許情報の入手が可能です。特許情報と文献情報（J-GLOBAL）により、研究に必要な情報を収集することができます。

外部の特許情報分析会社へ依頼すれば高度な分析を伴う特許マップの作成が可能となりますが、作成料が発生するため、必要な予算を研究費予算に織り込んでおくことが重要です。

(d) 研究成果をもって事業支援を行う時の先行技術調査（セオリー２）

他者が先んじて特許を取得していた場合、折角の研究を事業化に活用できない場合があります。研究の過程において、あるいは研究成果を特許出願する際に、先行技術調査を行い、他者の特許出願・登録の有無を確認しておく必要があります。

研究の先を越されていないかをチェックすることで、重複研究であれば方向転換し、未開拓分野又は先行研究をキャッチアップできる状況であれば研究を加速するなどの研究戦略を策定することができます。

他者の特許権等知的財産権が存在する場合は、後日の紛争の火種になる可能性があります。既存の特許を無視して事業化の支援を行えば、後日権利者が支援先企業に対し権利侵害警告を行い、支援先企業が事業を継続することが困難になるおそれがあります。このような知的財産リスクに留意する必要があります。

③成果の活用面における活動の向上を図る場合

公的試験研究機関の成果の活用（出口戦略）は、公的試験研究機関だけでは実施できない部分があると考えられますので、県、市の技術移転促進機関、金融機関、地域産業振興財団、知的財産流通機関等の関係機関とのネットワークの利用を検討し、連携を図る体制作りが重要です。

④先駆者の施策を参考として自機関能力の向上を図る場合

他の公的試験研究機関で、先駆的な知的財産管理体制や知的財産の有効活用を実施しているところから情報交換などにより方法論を学び、自機関の知的財産活動モデルを構築する方法があります。

本ガイドブックの各章には、公的試験研究機関に派遣された公設試知的財産アドバイザーのアドバイスを受けて、公的試験研究機関が、課題発掘、解決施策立案、実行を行って活動した事例「公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公的試験研究機関の活動」がコラム的に紹介されています。これらも先駆者の事例として活用できます。

⑤外部知的財産専門家の活用により自機関能力の向上を図る場合

円滑に知的財産活動が進まず、外部知的財産専門家の協力なくしては知的財産活動のレベルアップが難しい場合は、親身になってアドバイスしてくれる外部知的財産専門家を見つけるとともに、その人物との契約維持のための予算を確保することが重要な課題となります。

公的試験研究機関の知的財産管理レベルチェックシート

実施日第1回:
実施日第2回:

管理大項目	管理中項目	チェック項目	チェック		レベル基準	はい の数	評価	エビデンス(参考例)	ガイドブック
1. 知的財産活動の重要性認識 (知的財産ポリシー・中期／年間計画の確立)	1) 知的財産ポリシーの策定	☐ 公的試験研究機関として知的財産ポリシーを策定している。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の3要素整備 B: 左記の2要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	☐ 知的財産ポリシー ☐ 知的財産活動計画書(中期) ☐ 知的財産活動計画書(年間) ☐ 知的財産活動を含む研究計画書	第二章 知的財産ポリシー 第三章 知的財産活動計画の立案
	2) 知的財産活動計画(中期または年間)の策定	☐ 自治体策定の知的財産戦略あるいは自身で策定の知的財産ポリシーを自機関の戦術として実施するための行動計画(中期または年間)を策定している。 注: 前項の知財ポリシーを作成に「いいえ」と回答した場合でも、自治体で知財ポリシーも策定していれば本問の回答対象となる。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) 研究・開発と関連付けた中期計画または年間計画の策定	☐ 前項の知的財産活動計画(中期または年間計画)は、研究・開発活動計画と関連付けて作成している。	☐ はい	☐ いいえ					
2. 公的試験研究機関活動における知的財産重視姿勢	1) 知的財産担当の配置	☐ 知的財産担当*を配置している。 * 担当には部門、担当者、兼務者が含まれる(以下同じ)。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の5要素整備 B: 左記の2～4要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	☐ 知的財産担当の位置づけ組織図 ☐ 知的財産に関する業務分掌規程 ☐ 知的財産活動計画書(中期または年間) ☐ 知的財産活動のPDCA管理表 ☐ 知的財産に関する業務フローチャート ☐ 発明等(発明・考案・意匠)の届出書、届出から権利化までの手続き解説書 ☐ 技術動向調査マニュアル ☐ 技術動向調査報告書・特許分析マップ ☐ J-PlatPat研修実施記録	第四章 組織 第九章 調査から係争までの実務の留意点 第十二章 研究開発テーマ検討
	2) 知的財産創出時における知的財産担当と研究部門との連携	☐ 知的財産担当と研究部門とが連携して知的財産創出活動を行っている。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) 知的財産担当の指導力・主体性	☐ 知的財産担当は、知的財産活動計画(中期・年間)に基づき、その実行(PDCAを回す)のための事務局的役割を担い、主体的に活動している。	☐ はい	☐ いいえ					
	4) 研究・開発活動と知的財産	☐ 研究員等が、研究テーマの動向を把握するために自他の特許情報(特許文献)を調査* ¹ し、参考* ² とする体制としている(技術動向調査の実施)。 *1 調査を自機関で行うか、外部知的財産専門家に依頼するかは問わない。 *2 特許マップを作成する等分析方法はいろいろあるが、方法は問わない。	☐ はい	☐ いいえ					
		☐ 研究員等が、研究の成果が見えだした中間段階もしくは最終段階で、自身の研究成果もしくは他の機関・企業等との共同研究の成果を知的財産として残す*体制としている。 * 中間成果物・最終成果物の知的財産化を自機関で行うか、外部知的財産専門家に依頼するかは問わない。	☐ はい	☐ いいえ					
3. 知的財産創出体制	1) 特許取得戦略	☐ 中小企業等* ¹ の製品化・事業化支援に活用するため、成果物に関し、基本特許、応用特許など効果的特許* ² を取得する体制としている。 *1 中小企業等には、中小企業、ベンチャー、生産者等公的試験研究機関が支援する対象を含む(以下同じ)。 *2 実用新案は特許に含め特別に表記していない(以下同じ)。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の4要素整備 B: 左記の2～3要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	☐ 知的財産ポリシー ☐ 知的財産活動マニュアル ☐ 発明等(発明・考案・意匠)の権利取得解説書 ☐ 育成者権の権利取得解説書 ☐ ノウハウの管理(発掘・保管・活用)解説書	第二章 知的財産ポリシー 第十章 知的財産の管理 第十二章 研究開発テーマ検討 第十四章 研究開発時の留意点
	2) ブランド(商標)取得戦略(含む育成者権と商標権の違いの認識)	☐ 中小企業等の事業化支援において、あるいは、新品種の事業化支援において、成果物をブランド化することが販売戦略上効果的であるため、ブランド育成またはブランド育成の支援に注力している。 【気づき】育成者権と商標権との権利内容・権利範囲が異なるため、新品種の事業化支援でブランドの保護を図る場合は、どちらが有効かを検討する必要がある。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) デザイン(意匠)取得戦略	☐ 中小企業等の事業化支援において、市場におけるインパクトの観点から商品化の際の他の商品との差を出すため、商品デザイン創出または商品デザイン創出支援に注力している。	☐ はい	☐ いいえ					
	4) ノウハウの発掘・管理戦略	☐ 単独の研究あるいは他の機関や中小企業等(含む生産者)との共同研究から生じたノウハウ、評価・試験から生じたノウハウを発掘・管理する体制としている。	☐ はい	☐ いいえ					
4. 知的財産管理体制	1) 知的財産関連規程類の整備	☐ 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)、育成者権、著作権、ノウハウ* ¹ に関する規程* ² を整備している。 *1 特許(権)、実用新案(権)、意匠(権)、商標(権)、育成者権、著作権、ノウハウを総称する場合、以下特許等という。 *2 全ての知的財産を規定したものか一部の知的財産を規定したものかは問わない。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の8以上要素整備 B: 左記の4～7要素整備 C: 左記の3以下要素整備	0	C	☐ 知的財産規程 ☐ 知的財産活動マニュアル ☐ 知的財産全般の手続解説書 ☐ 権利処分(譲渡・ライセンス・放棄)手続き解説書 ☐ 知的財産活動予算書 ☐ 知的財産活用成果事例集 ☐ 中小企業等支援事例集	第七章 知的財産に関する予算立案 第八章 規程類の整備 第十五章 研究開発成果についての留意点
	2) 知的財産実務・運用マニュアル類の整備	☐ 知的財産規程を実施するために運用マニュアル類を整備している。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) 知的財産活用事例集等の整備	☐ 自機関の活動において知的財産を活用した事例集を作成している。	☐ はい	☐ いいえ					
	4) 知的財産関連費用の予算整備	☐ 知的財産権の取得・維持費用(含海外)を予算化している。	☐ はい	☐ いいえ					
		☐ 知的財産管理について、外部知的財産専門家を活用する予算を確保している。	☐ はい	☐ いいえ					
		☐ 組織全体の知的財産マインド醸成および知的財産担当者の知的財産管理力向上のための研修費用を確保している。	☐ はい	☐ いいえ					
	5) 知的財産ライセンス収入管理	☐ 取得権利の棚卸(権利放棄判断)は、実施可能性・ライセンス可能性等資産価値を見極めるために評価委員会等による組織的評価に基づいて行っている。	☐ はい	☐ いいえ					
		☐ 知的財産のライセンスに伴う一時金やランニングロイヤルティ収入、技術移転に伴う技術指導料収入、権利の譲渡に伴う収入などの知的財産収入の管理*をしている。 * 管理には、機関の予算策定のための収入見積り、収入額の増減の原因確認と対策などが含まれる。 ☐ 知的財産のライセンスロイヤルティ収入および技術移転による収入について、自機関内の配分方法を明確にしている。	☐ はい	☐ いいえ					

公的試験研究機関の知的財産管理レベルチェックシート

実施日第1回:
実施日第2回:

管理大項目	管理中項目	チェック項目	チェック		レベル基準	はい の数	評価	エビデンス(参考例)	ガイドブック
5. 中小企業等支援や他機関との共同研究を見据えた知的財産活動	1) 公的試験研究機関と中小企業等との共同研究から生まれた知的財産(効果の最大化)	□公的試験研究機関の研究シーズ、評価・試験等の知見と顧客ニーズとのマッチングによる共同研究の「成果」を知的財産として確保する際は、その後の事業化支援を意識し、特許権、意匠権、商標権、著作権、育成者権などの知的財産を組み合わせることで多面的な成果物*保護を図っている。 * 知的財産を組み合わせた多面的な成果物保護は、知的財産ミックスという場合もある。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の5以上要素整備 B: 左記の2～4要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	□研究員等向けの研修記録 ・知的財産の基礎知識 ・活用方法 ・契約の基礎知識 ・秘密情報管理 □知的財産活動を含む研究または進捗状況報告書 □成果発表会における知的財産検討記録 □契約案件の知見集 □中小企業等との相談の内容と知的財産活動の記録 □保有知的財産掲載の技術シーズ集 □保有知的財産活用を含む技術シーズ活用集 □技術シーズ掘り起し、発明等発見手順解説書 □公開特許集 □保有知的財産紹介のホームページ □外部機関活用解説書(外部機関との連携ネットワーク) □外部機関との連携活動記録	第六章 知的財産制度の普及啓発と効果的な研修手法 第十章 知的財産の管理 第十一章 技術相談および受託研究等の留意点 第十三章 革新的技術シーズの収集と発明の発掘 第十四章 研究開発時の留意点 第十五章 研究開発成果についての留意点 第十六章 外部機関との連携
	2) 公的試験研究機関と中小企業等との共同研究から生まれた知的財産(最低限の確保)	□公的試験研究機関の研究シーズ、評価・試験等の知見と顧客ニーズとのマッチングによる共同研究の「成果」として明確な権利が確保できない場合、公的試験研究機関が独自開発した部分については、ノウハウの確保を図っている。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) 共同研究契約・技術移転契約・知的財産ライセンス等における柔軟な対応	□外部研究機関または中小企業等との共同研究契約、受託研究契約および評価・試験契約、技術移転契約、知的財産ライセンス契約などにおいては、契約ひな形一辺倒ではなく、相手方との合意に向けた話し合いの下で契約を締結している。	☐ はい	☐ いいえ					
	4) 知的財産相談内容等のDB化	□今後の同種相談・契約事案の参考とするため、相談内容と相談に係わる知的財産活動・契約内容などをデータベース化している。	☐ はい	☐ いいえ					
	5) 機関所有の知的財産の広報活動	□ホームページにおける自機関所有の特許等の公開または「開放特許集」、知的財産を盛り込んだ「研究成果のシーズ集」、「知的財産活用成果事例集」などを作成し、特許等の活用を図っている。	☐ はい	☐ いいえ					
	6) 機関の成果物および知的財産の活用に向けた外部機関との連携	□機関の成果物および知的財産の活用活動は、研究機関等の研究成果を事業化へ結び付ける役割を担う地域のコーディネータ、地域産業振興財団、銀行などの出口戦略を担う機関等に対しても行い、知的財産活用の機会を増やす工夫をしている。	☐ はい	☐ いいえ					
6. 成果の取扱い	1) 届出発明の出願可否決定	発明届出があった発明について出願の可否を決定する際、権利化の見通しの評価を行っている。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の4要素整備 B: 左記の2～3要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	□知的財産規程 □出願評価基準 □先行技術調査解説書 □J-PlatPat研修実施記録 □先行技術調査実施記録 □保有知的財産データ □職務発明規程 □報奨規程	第八章 規程類の整備 第九章 調査から係争までの実務の留意点
	2) 届出発明に関する出願前の先行技術調査	□発明の届出があった場合、出願の可否評価の前後で先行技術調査*を行う体制としている。 * 先行技術調査を自機関で行うか外部知的財産専門家に委託するかは問わない。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) 届出発明のノウハウ秘匿の決定	□発明の特許出願可否の判断だけでなく、出願に代えノウハウとして秘匿する方が他者に対する優位性を維持できるか否かの判断も行っている。	☐ はい	☐ いいえ					
	4) 職務発明制度およびインセンティブ制度	□職務発明や職務創作に関する職務発明制度、または知的財産活動の活性化に繋がる行為に関しするインセンティブ制度を整備している。	☐ はい	☐ いいえ					
7. 研究成果の移転活動	1) 研究成果の移転と知的財産の活用	□研究部門が活動成果(研究・評価・試験)に基づいて中小企業等の事業化支援を行う場合、知的財産担当は研究部門と連携を図り、機関所有の知的財産権を有効に活用している。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の4要素整備 B: 左記の2～3要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	□知的財産ポリシー □技術移転ポリシー □成果活用事例集・活用方法解説書 □知的財産リスクと対策解説書 □先行技術調査実施記録 □知的財産リスク回避策実行記録	第二章 知的財産ポリシー 第十六章 外部機関との連携
	2) ライセンスポリシー(特許権、意匠権、商標権、育成者権、著作権、ノウハウ)	□特許、ブランド(商標)、デザイン(意匠)、育成者権、ノウハウライセンスあるいは著作権に基づくライセンスにおいて、ライセンスの対価基準、期間、サブライセンス権等のライセンスに関するポリシーを保有している。	☐ はい	☐ いいえ					
	3) 各研究段階における研究成果のリスク確認	□研究開発企画から成果活用までの適切な時期に自己の研究あるいは事業化支援を行っている成果物が他者の権利に含まれるものではないことを確認している。	☐ はい	☐ いいえ					
	4) 事業化の妨げになる知的財産問題対処	□成果物の技術移転や事業化支援に関し、他者の権利の存在等による移転や支援の障害を発見したときは、支援を希望する者への通知、回避手段の検討、問題解決の手法の提案など何等かの支援をしている。	☐ はい	☐ いいえ					

公的試験研究機関の知的財産管理レベルチェックシート

実施日第1回:
実施日第2回:

管理大項目	管理中項目	チェック項目	チェック		レベル基準	はい の数	評価	エビデンス(参考例)	ガイドブック
8. 高度な知的財産活動の展開	1)特許情報の高度な活用	□公的試験研究機関または研究所単位で将来に向けた研究テーマの探索・設定を行う際は、特許情報に基づく技術動向調査を行っている(高度な技術情報調査*)。 *外部知的財産専門家に依頼するか、自機関で行うかは問わない。また、調査結果に基づき、どのような分析手法で進めているか(特許マップ等)は問わない。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の5以上要素整備 B: 左記の2～4要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	□横断的技術動向調査企画書・報告書 □知的財産活動マニュアル □発明発掘活動記録 □出願練上げ実施報告書 □練上げに基づく特許出願 □練上げに基づく意見書・補正書 □練上げの効果測定書(成果活用事例) □発明評価委員会等の運用要綱 □出願・放棄・その他評価事項の判断基準 □外部知的財産専門家活用マニュアル □知的財産関係事案の対応書(各種委託契約) □顧問契約書 □相談内容・その後の対応記録	第四章 組織 第九章 調査から係争までの実務の留意点 第十章 知的財産の管理 第十一章 技術相談および受託研究等の留意点 第十二章 研究開発テーマ検討 第十三章 革新的技術シーズの収集と発明の発掘 第十四章 研究開発時の留意点 第十五章 研究開発成果についての留意点
	2)高度な発明発掘	□発明発掘の確率を高めるため発明の届出を待つのではなく、特許担当や外部知的財産専門家と研究部門との打ち合わせによる発明の発掘を励行し、または特許担当や外部知的財産専門家による研究員等へのヒアリングにより発明を発掘している。	☐ はい	☐ いいえ					
	3)発明の練りあげ・活用しやすい特許の取得	□届出があった発明を活用できる特許(権利が広く強い特許等)へ高める*体制にしている。 *発明の練りあげ(発明の弱点もしくは強みを知り、発明を強固にすること)を外部知的財産専門家に依頼するか、自機関で行うかは問わない。また、出願前や、特許庁からの拒絶理由通知への対応時(意見書・補正書の作成時)など、練上げの実施時期は問わない。	☐ はい	☐ いいえ					
	4)評価委員会等による届出発明等の出願可否決定	□発明届出があった発明について、権利化の見通し、今後の活用性の可能性の観点から出願の可否を決定し、またはノウハウとして秘匿するなどの評価は、評価委員会等*を開催して組織的に評価している。 *評価委員会の形式およびメンバーに外部知的財産専門家を参加させているかは問わない。	☐ はい	☐ いいえ					
	5)多様な知的財産管理事項と外部知的財産専門家の活用	□自機関で対応しがたい事例*が発生した場合は、どの専門家に相談するか決めている。 *自機関で対応しがたい事例としては、次のような場合がある。 －知的財産分野の幅広い分野で戦略的に活動を行う必要が生じた場合 －契約関係で契約のひな形作成やひな形を適用できない特殊な個別契約に対応する場合や契約書の解釈に疑義が生じた場合 －交渉・訴訟などの係争案件 －単発案件でなく継続的な指導を必要とする場合	☐ はい	☐ いいえ					
9. 知的財産啓発・研修	1)知的財産全般の研修	□知的財産に関する研修*を行っている。 *知的財産に関する研修には、(1)特許、(2)実用新案、(3)意匠、(4)商標、(5)育成者権、(6)著作権、(7)秘密情報管理(ノウハウの管理を含む)など含まれるが、これら全部か一部かは問わない。また、研修の企画運営に関し、外部の研修専門事務所あるいは知的財産の専門家に運営を任せているか、自機関独力でを行っているか問わない。	☐ はい	☐ いいえ	A: 左記の4要素整備 B: 左記の2～3要素整備 C: 左記の1以下要素整備	0	C	□研修計画書 ・年間もしくは複数年計画 ・分野別・階層別研修計画 ・テーマ別特化研修計画 ・臨時研修計画 □研修テキスト □研修実施報告書(含む実施効果の判定) □受講者アンケート・その活用記録 □外部検定修了証	第五章 人材 第六章 知的財産制度の普及啓発と効果的な研修手法
	2)計画的知的財産研修の実施	□知的財産活動をリードする部門が計画的に研修を実施している。	☐ はい	☐ いいえ					
	3)研修テーマ選定と講師	□研修実施に関しては、テーマ選定等に工夫*を行っている。 *工夫の例としては、次のようなものをいう。 －全体向けの研修だけでなく、強化したい事項や強化したい部門別にテーマを選別して研修を実施 －研修受講者に次のテーマのアンケートを行い、その要望が多かったテーマから研修を実施 －テーマにより外部の専門家を招聘し実施	☐ はい	☐ いいえ					
	4)知的財産担当者の知的財産能力向上策	□知的財産担当が知的財産に関し、より高い認識・理解を得る機会の提供*などを行っている。 *啓発の例としては、つぎのようなものがある。 －知的財産担当には、外部の有料研修へ派遣 －外部の知的財産検定取得を奨励	☐ はい	☐ いいえ					